

令和6年 第11回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和6年8月1日（木）
開会 午前9時30分 閉会 午前10時10分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説 明 者 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆
理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優
スポーツ推進室 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課主任 松下晃太郎
- 6 議 事
 - (1) 議案第66号 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について
 - (2) 議案第67号 サークル公開練習・体験会に係る共催について
 - (4) 報告第13号 保幼小中一貫教育研究推進協議会委員の委嘱について
 - (5) 報告第14号 公益財団法人京丹後市公園緑化事業団の経営状況について
 - (6) 報告第15号 公益財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について
 - 【 追加議案 報告第16号 】
 - (8) 報告第16号 京丹後市大学等受験料支援補助金交付要綱の制定について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ①「共催」・「後援」に係る7月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ①8月学校行事予定について
 - ②8月生涯学習課行事予定について
 - ③郷土資料館ミニ企画展について
- 8 会 議 録 別添のとおり（全9頁）
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和6年9月4日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 田村 浩章

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平

教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆

理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優

スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

〔書 記〕 教育総務課主任 松下晃太郎

〈松本教育長〉

ただいまから「令和6年 第11回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

学校園につきましては、夏季休業期間に入って約10日が経過しました。先日中学校の府総体も終了するなど、先生方もようやくゆっくり休んでいただける時期になってきたかと思えます。

京丹後市では、本年度の夏季休業期間から働き方改革の一環として、ワーク・ライフ・バランスを意識したメリハリのある休業中の生活を送っていただくことを目指して、長期休業中の時差出勤の試行に取り組み始めました。小中学校の教職員の約4人に1人が時差出勤にトライしていただいていると聞いていますので、期間終了後、アンケート等の実施によって、その検証も確実にを行い、教職員のニーズ等にマッチしたよりよい形にしていきたいと考えているところです。

また教育委員の皆様には、丹後教科用図書採択地区協議会では、長時間の会議を何度もお世話になっており、ありがとうございます。委員の皆様も新しい教科書について、調査する過程の中でお気づきのことと思いますが、1人1台端末を活用した学びを前提としている点や、個別最適な学び、協働的な学びを進めていく上での工夫が見られる点など、新しい視点での教科書の使い方が求められていることが、実感できる改訂となっています。

本日は、「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について」をはじめ2議案と報告4件を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

それでは、令和6年第10回教育委員会（7月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心

に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長動静報告】

〈松本教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第66号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第66号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第66号について同意)

〈松本教育長〉

これより会議を公開いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第 6 7 号「サークル公開練習・体験会に係る共催について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村教育次長〉

議案第 6 7 号でございます。

本事業は、体験会を通じて文化活動の楽しさを市民に知ってもらうとともに、サークル・団体への新規加入を促すこと、また体験会を実施するサークル・団体の活性化と文化協会の魅力発信を目指すことを目的に実施するものです。

内容は、文化協会加入のサークル・団体の中から有志の団体が、市民へ向けて、活動内容を紹介する体験会を実施します。

開催日時は、11月15日金曜日から16日土曜日の両日とも午前9時から午後10時まで、開催場所は、アグリセンター大宮ほかで実施されます。参加者は200人を予定しています。参加料は無料です。

主催者は京丹後市文化協会、申請者は京丹後市文化協会 会長 松本経一 氏です。

本事業が、広く市民福祉の向上に寄与することから共催承認するものです。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本教育長〉

議案第 6 7 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りします。

議案第 6 7 号「サークル公開練習・体験会に係る共催について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、報告第13号「保幼小中一貫教育研究推進協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈上羽理事兼学校教育課長〉

報告第13号でございます。

本市が進めています保幼小中一貫教育の調査、研究及び協議を行う機関として設置しています保幼小中一貫教育推進協議会の委員のうち、関係団体の充て職としてお世話になっている委員の役員交代がありましたので、改めて、別表のとおり委員を委嘱するものです。

保護者、こども園、保育所及び小中学校から選出の委員については、役員交代に伴う、新規の委員となっています。

また、区分「その他」として委員の1名が、区分変更で、継続委員となっています。

任期は、協議会設置要綱第4条の規定に基づき前任者の残任期間とし、任期は令和6年7月1日から令和7年6月30日までとなっています。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第13号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

次に、報告第14号「公益財団法人京丹後市公園緑化事業団の経営状況について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈川村教育次長〉

報告第14号でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上を出資している法人については、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないこととなっており、公益財団法人京丹後市公園緑化事業団の経営状況について、9月の市議会定例会で提出する予定としているため、事前に教育委員会に報告させていただくものです。

まず、令和5年度の事業報告について御説明いたします。

令和5年度については、令和2年8月から始まりました「公共施設の無料開放」が令和4年度末で終了したことにより、「途中ヶ丘公園」及び「峰山運動公園」いずれも利用者数が令和4年度と比較して減少しました。

利用者数は減少しましたが、逆に、無料開放が終了したことにより、使用料収入は増加しました。

峰山途中ヶ丘公園の「京丹後はごろも陸上競技場」では、市民陸上記録会や北丹陸上競技協会主催の記録会をはじめ、丹後地域の小体連や中体連、高体連等の競技大会や、市民のグランドゴルフ大会、丹後大学駅伝などの利用があり、市民のスポーツ・レクリエーションの推進につながっています。

次に、令和5年度の収支決算について御説明いたします。

13ページから15ページの収支計算書をご覧ください。

収入について、利用料収入は、前年度比159.1パーセントの301万6,570円となりました。そのほか、独自事業収益や指定管理受託料など合わせ、収益合計は前年度比103.2パーセントの4,836万1,425円となりました。

支出については、主に2つの公園の管理費などで、決算額は、4,862万7,915円となっています。収支の差額は、26万6,490円の赤字となっています。

令和5年度においても、両公園の緑化推進事業を中心とした維持管理を適正に行い、各施設の効率的かつ円滑な運営に努めていただくとともに、「京丹後市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを通じた市の活性化のための基幹施設として、自主事業の展開や管理運営に努めていただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第14号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

次に、報告第15号「公益財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

〈川村教育次長〉

報告第15号でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上を出資している法人については、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないこととなっており、公益財団法人京都府丹後文化事業団の経営状況について、9月の市議会定例会で提出する予定としているため、事前に教育委員会に報告させていただくものです。

まず、3ページをご覧ください。

令和5年度の実施事業について記載しています。

令和5年度は計画した全ての事業を実施することができました。自主事業・共催事業として、「丹後映画大好き劇場」や「なつかしの映画上映会」の映画上映会、コンサートでは、「政やの太鼓祭」や「大阪交響楽団スプリングコンサート」、その他、伊沢拓司氏の講演会、夏井いつき氏の句会ライブなどが実施されました。

次に、25ページをご覧ください。

令和5年度の決算状況については、事業収益や補助金など経常収益が、計約4,544万円となりました。個別事業に対する民間企業からの補助金収入が約395万円あったことから、前年度の経常収益を上回っています。また、事業収益自体についても前年度比で約148万円増収しています。

一方、事業費や管理費などの経常費用は、計約4,806万円で、差し引き約262万円の赤字決算となっています。

事業は計画通りに開催できたものの、有料事業の入場者数が伸びなかったこと、光熱水費・燃料費などの経費が増加したことが主な要因となっています。

今後、安定した黒字経営となるよう、魅力的な公演等の自主事業を展開し入場料収入のアップを図るとともに、催事利用による貸館収入など事業収益金の確保や維持管理経常経費等

の削減に努めることが重要であると考えます。

丹後文化事業団が、本市の文化のまちづくりの中心的な団体としての役割を担い、文化芸術活動が一層推進されるよう、引き続き必要な支援に努めたいと思っています。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第15号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈田村委員〉

丹後文化会館は、京丹後市にある本当によい劇場だと思っていますので、積極的に企画をしていただきたいと思います。

赤字というところはネックではありますが、そこにとらわれたり、それが足枷になるということのないように、やはりこういうよい劇場があるからこそ本物の芸術や演劇、古典など、そういうものが来て、子どもたちや大人も含めて、そういうものに触れる機会というのは失わないようにしていただきたいと思いますし、黒字というところにあまり重きを置いて、入場料の面など、市民が行きにくい状況にならないような活動をお願いしたいという希望を申し上げます。

〈松本生涯学習課長〉

ありがとうございます。

いただいた御意見を文化事業団のほうにも共有させていただいて、より積極的な広報を行うなど、集客に努めて参りたいと思っています。

文化事業、文化イベントですとかそういったものの黒字化というのはなかなか難しいという面があるとお聞きしていますので、黒字化が理想的だとは思いますが、委員からいただいた御意見も含めて共有させていただき、より一層の充実、振興に努めて参りたいと考えています。

〈松本教育長〉

そのほか、御質問、御意見等ございませんか。

ないようでしたら、次に、本日追加報告を1件準備しています。

報告第16号「京丹後市大学等受験料支援補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈川村教育次長〉

報告第16号でございます。

本要綱は、経済的に困窮している世帯の子どもの進学に向けた支援を行い、学習機会を確保することを目的に、大学等の受験料に対し、補助金を交付するものです。

2ページの別記をご覧ください。

第2条において用語の定義をしており、補助の対象となる大学等は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校としています。受験生については、申請年度の末日において20歳未満としています。第3条の補助対象者ですが、受験生が属している世帯の保護者等としており、住民税非課税世帯としています。第4条の補助対象経費は、大学等の受験に係る受験料とし、第5条の補助金の額は補助対象経費の10分の10で、受験生1人につき5万3千円を限度としています。第6条から第9条は補助金の申請から交付までの手続きを規定しています。

補助金は、今年度の受験から対象としており、各高等学校へのチラシ配付、おしらせ版、ホームページ等により周知することとしています。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第16号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈田村委員〉

受験料というのは、年々大きな負担にもなってきていると思いますし、本市の奨学金制度とあわせて、こちらの受験制度を充実していただくのは本当にありがたいことなので、とてもよいと思っていますが、1つ細かいところで質問です。例えば高等専門学校は5年間行きますよね。高等専門学校3年生次に大学の1年生を受けるときの受験料のみ対象ということですね。高等専門学校5年次に大学の3年生として受験するのは対象外ということでしょうか。

〈西村教育総務課長〉

第2条の大学等というところで規定していますが、高等専門学校については4年次編入に限るということにしています。これについては高校を卒業して入る高等教育の学校ということで、今回規定をさせていただいていますので、4年次編入のところで規定をしているということです。

〈松本教育長〉

よろしいですか。

そのほか、御質問、御意見等ございませんか。

ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈川村教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る7月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・生涯学習課・文化財保存活用課〉

- ① 8月学校行事予定について
- ② 8月生涯学習課行事予定について
- ③ 郷土資料館ミニ企画展について

〈松本教育長〉

全体を通して御質問等ございませんか。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

ほかにごございませんか。

ないようでしたら、以上で第11回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〈閉会 午前10時10分〉

〔 8月臨時会 令和6年8月23日（金） 午前9時30分から 〕